

泉佐野市立図書館弁償基準

1 汚損・破損によるもの

(1) 図書資料（図書、雑誌、紙芝居、新聞等（付録を含む））

	対象瑕疵	状 態
1	水濡れ (雨・結露・飲食物等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濡れている状態が確認できるもの</li> <li>・乾燥していても、たわみ、変形等が認められるもの</li> <li>・カビが発生しているもの</li> <li>・変色しているもの</li> </ul>
2	書き込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消去できないもの</li> <li>・消去できても、退色、痕跡が残る等、その後の利用に支障をきたすもの</li> </ul>
3	汚損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人および動物の血液・唾液・排泄物、食べこぼし等、衛生上問題があるもの</li> <li>・上記以外の汚れで、消去することができないもの</li> </ul>
4	破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ページの欠損・破れ</li> <li>・ぶつけた場合などにできるへこみ、傷</li> </ul>
5	噛み跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人・動物の噛み跡および噛んだことに起因する破損</li> </ul>
6	異物の挟み込み、付着物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人毛、動物の体毛、食べこぼしなど衛生上問題があるもの</li> <li>・上記以外のもので、取り除くことができないもの</li> <li>・ページが付着しているもの</li> <li>・取り除くことにより、欠損・破損が生じた場合</li> </ul>
7	折癖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もみくちゃにされる等、利用および保存に差し支える程度のももの</li> </ul>
8	付録の損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～8及び9に該当し、付録がないと本体資料の利用に支障をきたす場合</li> <li>・電子付録の場合は、再生することができず、付録がないと本体資料の利用に支障をきたす場合</li> </ul>
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1～9以外で、図書館資料として利用、保存していく上で支障があるもの</li> </ul>

※ 上記のいずれかに該当し、修理できないもの、または修理しても利用・保存に支障がある場合は弁償対象となる。

(2) 視聴覚資料（CD、カセットテープ、ビデオテープ、DVD）

	対象瑕疵	状 態
1	破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元の形状に修理できないもの</li> <li>・再生できないもの</li> <li>・再生すると、機材故障の恐れがある場合</li> </ul>
2	汚損・書き込み等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消去できないもの</li> <li>・消去できても、機材故障の恐れがある場合</li> </ul>
3	内容の変換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオの上書き録画など、元の内容を変換した場合</li> </ul>
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記1～3以外で、図書館資料として利用、保存していく上で支障があるもの</li> </ul>

※ 外ケース・付属資料（解説書）は対象外

※ ビデオテープ、カセットテープの経年劣化による破損は対象外

## 2 紛失によるもの（全資料対象）

- ・ 本人の過失による紛失で、見つかる見込みがない場合

※ 弁償対象外となるもの

- ① 図書資料の付録で、付録がなくても本体資料の利用に支障をきたさないもの
- ② 視聴覚資料の外ケース、解説書、付録

## 3 免責（全資料対象）

- ・ 災害・盗難等不可抗力による場合は、弁償を免除する場合がある  
罹災証明書（コピー可）または受理番号を届け出ること

※ 免責対象外となるもの

- ① 置き忘れなど、本人の管理が不十分であった場合